

第5章 消費関係について

1 特定高圧ガス消費届（特定高圧ガス消費施設等変更届）（保安法第24条の2第1項又は第24条の4第1項）

特定高圧ガスを消費する者は、事業所ごとに消費開始の20日前までに届け出なければならない。また、特定高圧ガス消費者が消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更工事をしようとするときはあらかじめ届け出なければならない。ただし、軽微な変更工事に該当するときは届出は不要である。

(1) 軽微な変更工事とは（一般則第57条各号、液石則第55条各号及び平成30年3月30日付け20180323保局第13号）

- ア 貯蔵設備等（貯槽を除く。）の取替え（大臣認定設備又は高圧ガス保安協会等が実施した検査に合格したものへの取替えに限る。）の工事であって、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの
- イ 消費設備（貯蔵設備等を除く。）の変更工事
- ウ 消費設備以外の消費施設に係る設備の変更工事
- エ 消費施設の機能に支障を及ぼすおそれのない消費設備の撤去の工事

(2) 必要書類

ア 特定高圧ガス消費届書（特定高圧ガス消費施設等変更届書）（第2章2(2)ア参照）

特定高圧ガス消費施設等変更届書の「変更の種類」には、「消費施設の変更」、「消費する特定高圧ガスの種類の変更」又は「消費の方法の変更」のいずれか該当の変更の種別を記載する。

イ 消費施設等明細書（変更明細書）

作成例参照（作成例は、法令上定められた様式はないため、作成例に記載してある項目が備わっていれば支障ない。）

ウ 添付書類

変更の場合には、アからウを除き、変更のあった添付書類のみを添付することで足り、変更前、変更後の書類を添付すること。

- (ア) 事業所位置図（第2章 2参照）
- (イ) 事業所全体平面図（第2章 2参照）
- (ウ) 消費施設の配置図
- (エ) 消費設備に係るフローシート及び配管図
- (オ) 機器等一覧表
- (カ) 貯蔵設備等の耐圧・気密試験成績書及び強度計算書（大臣認定品等を除く。）
- (キ) 消費設備の基礎の構造を示した図面
- (ク) 証明書
大臣認定品、KHK設備試験合格証等の証明書
- (ケ) その他高圧ガス施設に必要な書類

(3) 必要書類作成例（消費施設等明細書又は変更明細書）

特殊高圧ガス以外の特定高圧ガス消費者の場合、
「消費施設等明細書(特殊高圧ガス以外)」とする。

半導体製造に用いる消費設備
を使用する場合は、装置の台数
を記載する。

消費施設等明細書（特殊高圧ガス）

1. 消費設備の名称とその台数

CVD装置（ 1台）、イオン注入装置（ 台）、エピタキシャル装置（ 台）

2. 消費の目的及び方法

(1) 目的

半導体薄膜の形成技術及び各種薄膜の物性についての研究開発のため。

(2) 方法

CVD装置に圧縮モノシラン等を導入し、薄膜の形成や微細加工を施す。

特殊高圧ガス以外の場合は、
「1. 消費の目的」、「2. 消費
の方法」とする。

3. 消費するガスの種類及び貯蔵能力

特殊高圧ガス

ガスの種類	混合ガスの場合 ベースガスの種類	充てん容器の 内容積 (ℓ)	充てん圧力 (MPa)	容器 本数	ガス量 (m ³ , kg)
モノシラン	窒素	10リットル	10MPa	1本	1m ³

特殊高圧ガス以外のガス

ガスの種類	充てん容器の 内容積 (ℓ)	充てん圧力 (MPa)	容器 本数	ガス量 (m ³ , kg)

変更の場合、「消費
するガスの種類及
び貯蔵能力」の前
に、「変更の内容」を
記載する。

4. 貯蔵及びガスの供給方法

減圧したボンベボックスに収納した容器から供給する。

5. 法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項

別紙のとおり

6. 連絡先

部署名 ○○大学工学部

担当者名 ○○ ○○ 電話番号

7. 工事施工者

会社名 ○○工業株式会社

所在地 広島市中区○○町○番○号

担当者名 ○○ ○○ 電話番号

別紙添付する場合、「別紙のと
おり」とし、この欄に記載する
場合は、具体的に記載する。

2 特定高圧ガス取扱主任者届（保安法第28条第3項）

特定高圧ガス消費事業所では、特定高圧ガス消費の保安に係る業務を管理するため、特定高圧ガス取扱主任者を選任又は解任したときは届け出る。必要書類は以下のとおり。

(1) 特定高圧ガス取扱主任者届書

(2) 以下に掲げる資格及び経験を証明する資料

ア 大学又は高等専門学校で理学又は工学課程を修めて卒業したことを証明する資料の写し

イ KHK が行う特定高圧ガスの取り扱いに関する講習の課程を修了したことを証明する資料の写し

ウ 製造保安責任者免状（甲種化学、乙種化学、丙種化学、甲種機械又は乙種機械）又は一般則適用の特定高圧ガス消費者の場合、第1種販売主任者免状の写し

エ 高等学校又は工業高校で工業に関する過程を修めて卒業したことを証明する資料の写しと高圧ガス取扱等実務経験証明書^{※16}（6か月以上の製造又は消費経験を証明する書類）

オ 高圧ガス取扱等実務経験証明書^{※16}（1年以上の製造又は消費経験を証明する書類）
高圧ガス取扱等実務経験証明書は、第2章8(2)イの作成例を参照。

※16 特殊高圧ガスを消費する者にあつては特殊高圧ガスに限り、その他の特定高圧ガスの消費者にあつては当該特定高圧ガスの消費者が消費する者同一の種類のものに限る。

3 特定高圧ガス消費者承継届（保安法第24条の2第2項）

特定高圧ガス消費者の譲渡又は引渡があつた場合に、その地位を承継した者が届け出る。

届出に必要な書類は以下のとおり。

(1) 特定高圧ガス消費者承継届書

(2) 相続の場合^{※17}

ア 相続の事実を証する書面（相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）

イ 被承継者に関する戸籍謄本

(3) 合併の場合^{※17}

合併又は分割の事実を証する書面（登記簿謄本、登記事項証明書等）

(4) 譲渡の場合^{※17}

譲り渡しの事実を証する書面（契約書等）

※17 証する書面は、写しの提出でも可。

4 特定高圧ガス消費廃止届（保安法第24条の4第2項）

特定高圧ガス消費者は、特定高圧ガスの消費を廃止したときは遅滞なく届け出る。

特別に添付する書類はないため、特定高圧ガス消費廃止届書に必要事項を記載し提出する。